

下野市配偶者等からの暴力対策基本計画の推進状況概要

令和3年3月31日現在

事業の進捗状況

「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画（2018年度～2020年度）」では、3つの基本目標に基づき、DV対策に関する事業を推進しました。令和2年度の各事業の進捗状況は、資料4をご覧ください。

プランの総合評価

「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画（2018年度～2020年度）」の計画期間の3年間における、各事業の総合的な評価は以下のとおりです。

<評価基準>

- ◎評価・・・施策を特に推進することができた
- 評価・・・施策をおおむね推進することができた
- △評価・・・施策をあまり推進することができなかった
- ×評価・・・施策を推進することができなかった

基本目標Ⅰ DV防止の意識づくり

施策の方向	◎○評価 達成率	評価			
		◎評価	○評価	△評価	×評価
I-1 DV防止に向けた対策の充実	100%	1	9	0	0

DV防止に向けた対策として、意識啓発、情報発信、相談機関の周知を実施しました。新庁舎移転に伴い、DV防止啓発カードを改訂し、身体的な暴力以外にもDVにあたることや、デートDVの定義、DVのサイクル、非常時の持ち出し品チェックリストなどの情報を追加で掲載し、市内公共機関、医療機関、商業施設、啓発イベント等で配付しました。これにより、相談窓口の周知だけでなく、DV被害の自覚がない方に対しても意識を促し、スムーズな避難に繋げることを目指しています。

教育現場では人権教育・人権啓発を推進し、教職員に対する研修を実施しています。参加者が当事者意識を持って研修に臨めるよう、講話、グループ協議、授業研究会等、様々な形態で実施し、近年はコロナ禍における問題や性に関わる問題などを取り上げ、様々な課題に対応できるよう配慮しています。令和2年度研修会参加者の「様々な人権問題への理解を深められた」と回答した割合は100%となりました。

一方で、人権問題は非常に幅が広く、DV防止の意識づくりに関する啓発機会は限られてしまいます。令和元年度市民意識調査の結果からも、DVに関する意識改善とその定着を促すための啓発を継続する必要があります。DVやデートDV、関連の深い性暴力、性犯罪に関する知識や、加害者や被害者にならないための意識の醸成のため、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に実施したパネル展や各種啓発カード配布、パープルリボンの周知を含め、広報紙やホームページの掲載に留まらない効果的な手法の検討を要します。

【参考】11月の「女性に対する暴力をなくす運動」啓発



基本目標Ⅱ DV被害者の支援体制づくり

施策の方向	◎○評価 達成率	評価			
		◎評価	○評価	△評価	×評価
Ⅱ-1 相談体制の充実	75%	0	3	1	0
Ⅱ-2 保護体制の充実	100%	0	4	0	0
Ⅱ-3 自立支援の充実	100%	0	7	0	0

市では相談体制の充実を図るため、平成28年度から相談員2名体制で対応してきました。相談員は各種研修会に参加しスキルアップを目指すとともに、県や近隣市町（県内では宇都宮市・小山市・栃木市・日光市が設置）の配偶者暴力相談支援センターや、高齢福祉課、社会福祉課等との連携を行っています。

DV被害者の支援に関して、市民意識調査から「相談窓口を知らない」「被害にあつたとき、だれにも相談しなかった」と答えた方が、回答者の半数以上を占めました。

令和2年度は市内の一時保護件数が、例年の1件程度と比べて6件に急増しました。コロナ禍において全国的にもDV被害の増加・深刻化が懸念されており、これを受けて国の相談窓口も拡充されました。被害者の安全を守るために適切な保護、支援が提供できるよう、相談窓口の周知に引き続き力を入れていく必要があります。

【参考】国によるDV相談体制の拡充（内閣府HPより）

DV相談体制の拡充

内閣府男女共同参画局

【DV相談ナビダイヤル】
はれれば
#8008

➡

最寄りのDV相談支援センターに電話
⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等

DV相談+ プラス

令和2年4月20日開始

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえて実施。

24時間電話相談

つなぐ はやく
0120-279-889

SNS相談
※毎日12時～22時
メール相談

**同行支援
保護
緊急の宿泊提供**

soudanplus.jp

外国語相談にも対応
英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール
WEB面談も実施

基本目標Ⅲ DV対策の推進体制づくり

施策の方向	◎○評価 達成率	評価			
		◎評価	○評価	△評価	×評価
Ⅲ-1 推進体制の整備	100%	1	2	0	0

連携体制については、関係機関との構築・整備を必要としています。配偶者等からの暴力対策基本計画（2018年度～2020年度）の後継にあたる第三次男女共同参画プラン策定にあたっては、庁内推進本部で協議を行い、進捗管理及び課題の共有を実施しました。

また、DVが発生した際、配偶者間だけでなく子の前で暴力が発生しているなどの児童虐待が付随しているケースがあります。これを受けて、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、令和2年4月1日から改正配偶者暴力防止法が施行されました。児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法令上明文化され、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

本市はDVの相談に対応する部署をこども福祉課としており、庁内の連携を図り対応にあたっています。また、庁外関係機関との連携体制については、令和元年度から要保護児童対策地域協議会代表者会議の委員に、栃木県男女共同参画センター・パルティ職員を加え、DV・児童虐待に関する各機関の対応及び現状について情報共有を行いました。併せて、前述の第三次男女共同参画プランの策定にあたり、掲載事業に関する意見照会を実施しています。

【参考】下野市DV防止啓発カード（三つ折り）

「恋人同士だから」自分(相手)を一番に優先しないとダメ

「怒らせたから」乱暴にされても仕方ない

「愛してるから」酷いことを言っても許される

「夫婦だから」相手(自分)の全てを受け入れるべき

「心配だから」働かせない

その考え方、ちょっと待って

もしかして、**DV**かも？

下野市

ドメスティックバイオレンス **DV**とは 配偶者や交際相手など親密な関係にある人、または、あった人から受ける暴力のことです。暴力には、以下のように様々な種類があります。

身体的暴力
なぐる、ける
物を投げる等

精神的暴力
どなる、無視する
暴言を吐く等

社会的暴力
自由に外出させない
交友関係を監視する等

経済的暴力
生活費を渡さない
貯金を勝手におろす等

性的暴力
性行為を強要する
性的な写真を撮る等

子どもを巻き込んだ暴力
暴力を振るうところを見せる
子どもを取り上げるとおどす等

デートDV 交際相手など親密な関係で起きる暴力のことです。
ってどんなこと？ 約10人に1人が交際相手から被害を受けています。

配偶者間で起こる暴力と同じものですが、「恋人同士だから相手を束縛してもいい」「相手の望みに応えなければ愛情じゃない」という**思い遣いを起こしやすい特徴**があります。

(表)

DVのサイクル 「暴力⇒優しさ⇒暴力」の繰り返しによって、被害者は疲れ果て、抵抗できなくなっていきます

⇒ **DVの長期化・深刻化へ**

ハネムーン期(開放期) → イライラ期(緊張期) → 爆発期

被害者	別人のように優しい反省と謝罪を示す	些細なことで不機嫌になる	怒りのままに暴力を振るう
加害者	本当は優しい人だと期待してしまう	怒らせないようにびくびくして過ごす	怖いので服従する絶望感や無力感が増す

相談窓口 緊急時は110番へ！

下野市女性相談(DV)ホットライン	☎ 0285-32-8724 月～金曜日 9時～12時 / 13時～17時
下野市役所 子育て福祉課	☎ 0285-32-8903 月～金曜日 9時～17時
とちぎ男女共同参画センター 相談ルーム	男性のための相談 ☎ 028-665-8724 月曜日・木曜日 17時30分～19時30分 ※電話相談のみ
	女性のための相談 ☎ 028-665-8720 月～金曜日 9時～20時 (土日 9時～16時) ※面接(火～日曜日 / 9時～16時)は要予約

栃木県警本部 県民相談室 ☎ 028-627-9110 毎日24時間受付

「いざというとき・家を出るとき」に持ち出すよいもの

- 現金・通帳・キャッシュカード・クレジットカード
- 印鑑(実印・印鑑登録証など)
- 健康保険証・常用薬
- 運転免許証やパスポートなどの身分証明書
- 家のカギ
- けがをしたときの写真、診断書、日記など証拠になるもの
- あなたや子どもの顔替え
- 子どもが大事にしているもの(写真・学校の道具など)

Check!

配偶者・パートナーからのDVがあなたやあなたの大切な人に迫ったとき、家を出ることが最善の選択であることもあります。

(裏)